

【事業目的・背景・課題】

国立公園、国立公園等における案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、依然として日本語のみの解説も多く、訪日外国人客に国立公園、国立公園等の魅力が十分には伝わっておらず、引き続き外国人目線でのわかりやすい多言語解説等整備の推進が重要。

国立公園、国立公園等における訪日外国人客の誘客及びその満足度の向上を図るには、多言語解説の効果を高めるとともに、付随する誘導・利用案内を含め一体で多言語解説等整備の取組を進めることが必要。

【事業内容】

案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、これまでの観光庁多言語事業の成果や観光庁ガイドラインの下で作成した多言語の解説文を活用しながら、ICT等も活用しつつ、多言語整備にかかる設計から媒体化までを行う。

- ・対象施設：国立公園、国立公園、長距離自然歩道、国民公園、世界自然遺産、野生生物施設※
- ※補助対象はラムサール条約登録湿地関連施設に限る。

- (1) 国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
- (2) モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等媒体化事業
- (3) 事業実施の効率化にかかる業務
- (4) 同時音声翻訳技術の実証及び導入
- (5) 自治体・民間団体等による多言語解説案内板等の整備への補助

【事業実施スキーム】

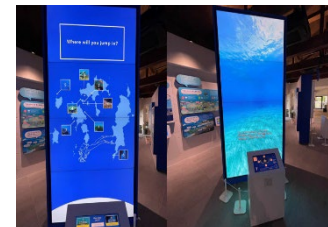
- ・事業形態：直轄事業・補助事業（補助率：2/3）
- ・請負先/補助対象：民間事業者/地方公共団体・DMO・観光協会等

【事業イメージ】

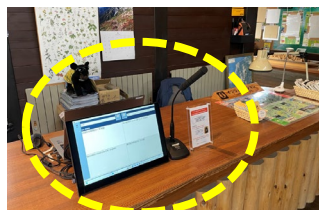
訪日外国人客が国立公園等の魅力をより深く理解できるよう多言語化を推進



多言語解説展示



映像コンテンツによる多言語での案内機能強化



同時音声翻訳技術の実証



QRコードリンク先に多言語解説ページを作成

【令和8年度見直し内容】

- ・日⇄英中韓の双方の同時音声翻訳技術の実証【直轄】
- ・単年度で設計及び施工を行う事業を補助メニューに追加【補助】
- ・ラムサール条約登録湿地関連施設を補助対象に追加【補助】
- ・多言語解説と一体となった誘導・利用案内に関するコンテンツを対象に追加【直轄・補助】